

## 足利市低入札価格調査制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る競争入札について、落札者の決定等に関し必要な手続を定めることにより、当該契約の適正な履行を確保することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、総合評価落札方式により建設工事を競争入札に付す場合について適用する。

### (調査基準価格)

第3条 市長は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の当該基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

### (入札の執行)

第4条 市長は、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもってされた申込みのうち、その価格が調査基準価格を下回る価格のものがあつたときは、落札を保留するものとする。

2 調査基準価格を定めた入札において、積算内訳書を提出しない者の入札は、無効とするものとする。

### (基本調査の実施及び数値的判断基準)

第5条 前条第1項の規定により落札を保留した場合において、総務部長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が提出した積算内訳書の内容が、次

の各号に適合するか否かの調査（以下「基本調査」という。）をし、市長に報告するものとする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
  - (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
  - (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
  - (4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
  - (5) 入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
    - ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
    - イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
    - ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
    - エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
    - オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- 2 総務部長は、前項の基本調査において積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、基本調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者を失格とするものとする。
- (1) 第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、

調査基準価格に110分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。)

(2) 積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合

(重点調査の実施)

第6条 第4条第1項の規定により落札を保留した場合において、市長は、前条第3項の規定により失格となった者を除き、当該予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価落札方式を適用している場合には、総合評価点の最も高い入札者（以下「最低価格入札者等」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該最低価格入札者等について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、契約管財課長、工事担当課長等及び工事担当検査員（以下「調査職員」という。）に調査（以下「重点調査」という。）させるものとする。

2 重点調査を実施する場合における当該調査の主宰者は、契約管財課長とする。

3 重点調査は、次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由に関する調査

(2) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）、手持ち工事の状況（対象工事現場付近）による縮減経費に関する調査

(3) 手持ち工事の状況（対象工事関連）、手持ち工事の状況（対象工事関連）による縮減経費に関する調査

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連による縮減経費に関する調査

(5) 工事実施工程表に関する調査

(6) 施工体系図に関する調査

(7) 下請業務内訳書に関する調査

(8) 配置予定技術者名簿に関する調査

(9) 資材調達等に関する調査

(10) 建設機械配置計画等に関する調査

(11) 労務者配置計画等に関する調査

(12) 過去に施工した公共工事名及び発注者に関する調査

(13) 建設副産物の搬出地、建設副産物処理による縮減経費に関する調査

(14) 品質管理に関する調査

(15) 安全管理に関する調査

(16) 積算内訳に関する調査

(17) 共通仮設費に関する調査

(18) 現場管理費に関する調査

- (19) 一般管理費に関する調査
- (20) 手持ち資材の状況に関する調査
- (21) 品質確保体制（人員体制）に関する調査
- (22) 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- (23) 信用状況に関する調査（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- (24) その他の必要な事項に関する調査  
（落札者等の決定）

第7条 総務部長、工事担当課を所管する部長及び調査職員は、調査内容について審査した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは最低価格入札者等を落札者として決定し、そのおそれがあると認めるときは落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者等を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低入札価格に次いで低い価格又は総合評価落札方式を適用している場合には、総合評価点が次いで高い入札者の入札価格（以下「次順位価格」という。）の入札者を落札者として決定するものとする。

3 前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格について、第5条から前項までの規定を準用する。

4 総務部長は、審査の結果を市長に報告しなければならない。

（入札参加者への通知）

第8条 市長は、前条第4項の報告を受けたときは、入札参加者全員に対し、落札者等の決定について通知しなければならない。

（細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日以降に執行する入札から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。
- 2 当分の間、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

#### 第3条第2項

- 2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.9を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.9を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.

5を乗じて得た額）

(2) 共通仮設費の額

(3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3.5を乗じて得た額

#### 第5条第1項第5号

- (5) 最低入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の3.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の3を乗じて得た額

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

2 当分の間、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第3条第2項

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）

(2)共通仮設費の額

(3)現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

第5条第1項第5号

(5)最低入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

2 当分の間、建築工事及び設備工事以外の工事については、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

#### 第3条第2項

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額

(2)共通仮設費の額

(3)現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

#### 第5条第1項第5号

(5)入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た

額

カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 3 当分の間、建築工事及び設備工事については、第3条第2項中「その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額」と、「その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。
- 2 当分の間、建築工事及び設備工事以外の工事については、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第3条第2項

- 2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額

(2)共通仮設費の額

(3)現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

第5条第1項第5号

- (2)入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

- イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額
- ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額
- キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 当分の間、建築工事及び設備工事については、第3条第2項中「その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額」と、「その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元（2019）年8月19日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。
- 2 当分の間、建築工事及び設備工事以外の工事については、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

#### 第3条第2項

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額

(2)共通仮設費の額

(3)現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

第5条第1項第5号

(5)入札価格が、次に掲げる額(円未満切り捨て)のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 3 当分の間、建築工事及び設備工事については、第3条第2項中「その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額」と、「その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。